

犯罪のない安全で住みよいまちづくりを

街頭防犯カメラ設置 補助金制度

申請から
設置までの
期間を短縮
します。

(令和7年4月1日改訂)

“まちの安全が、暮らしの安心”



防犯カメラ作動中
自治会

補助金制度に関する問合せ先

福岡市市民局防犯・交通安全課 ☎ 711-4054

制度の詳細は、「福岡市街頭防犯カメラ設置補助金制度ガイドブック」をご覧ください。ガイドブックは、福岡市ホームページよりダウンロードできます。

福岡市 街頭防犯カメラ

検索

申請書類等の提出窓口

東区役所	総務課	☎ 645-1038
博多区役所	総務課	☎ 419-1044
中央区役所	総務課	☎ 718-1056
南区役所	総務課	☎ 559-5063
城南区役所	総務課	☎ 833-4055
早良区役所	総務課	☎ 833-4304
西区役所	防災・安全安心室	☎ 895-7037

防犯カメラ設置場所の相談

東警察署	生活安全課	☎ 643-0110
博多警察署	生活安全第一課	☎ 412-0110
中央警察署	生活安全第一課	☎ 734-0110
南警察署	生活安全課	☎ 542-0110
城南警察署	生活安全課	☎ 801-0110
早良警察署	生活安全課	☎ 847-0110
西警察署	生活安全課	☎ 805-6110
博多臨港警察署	生活安全刑事課	☎ 282-0110

「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業」
福岡県ホームページ <https://www.anzen-fukuoka.jp/adviser/>

街頭防犯カメラの 賠償責任保険について

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金制度を利用して設置した防犯カメラについて、賠償責任保険に市が一括で加入しています。市が一括で加入手続きを行うため、各自治会等での手続きや保険料の支払い等は必要ありません。

○ 補償の内容

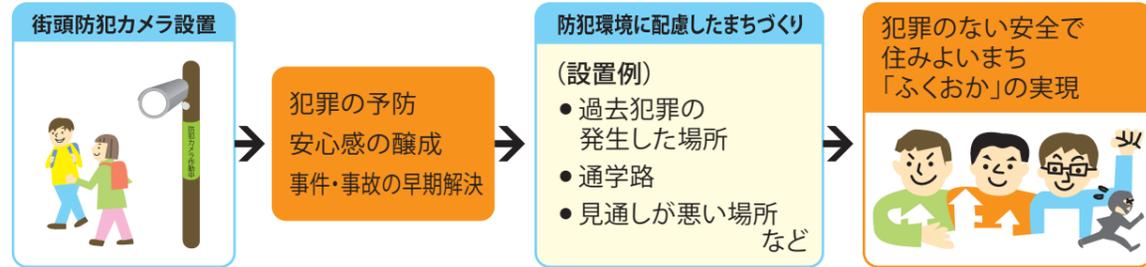
- ・対人賠償：1人、1事故または1請求 1億円
- ・対物賠償：1事故または1請求 3千万円

○ 保険の対象事故

他人の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負う事故

街頭防犯カメラ設置補助金制度の概要

① 目的 犯罪の抑止効果や犯罪が発生した時の犯人の特定及び検挙に効果のある街頭防犯カメラの設置費用の一部を助成し、犯罪のない安全で住みよいまちづくりに向けた取り組みを支援します。



② 補助対象団体 自治協議会 自治会・町内会 その他市長が認める団体

③ 補助対象経費 ①防犯カメラ、録画装置等の機器購入及び設置工事に係る経費 ②防犯カメラの撮影を示す看板設置に係る経費

※設置後の保守点検、電気料金等の維持管理費は補助対象外となります。

④ 補助上限台数

1年度につき**4台**まで(翌年度以降、再度申請は可能)

★ 設置機器は次の性能を**推奨**します。

防犯カメラ

- ① 有効画素数:100万画素以上
- ② 防水、防塵基準:国際電気標準会議規格IP66以上

※無線LANを整備することにより、カメラの録画映像の確認が容易になります。

録画装置

- ① 録画速度:3コマ/秒以上
- ② 録画日数:7日間以上

⑤ 補助金額 下記①②のいずれか低い方

① 補助率 補助対象経費の**75%**

② 補助上限額

- ・自立柱(ポール)を建設のうえ、防犯カメラを設置する場合 1台につき **250,000円**
- ・上記以外 1台につき **200,000円**

ただし、録画機能を有しない防犯カメラのみ、録画装置(レコーダー)のみを設置する場合、各1台につき **100,000円**

※防犯カメラ(レコーダー等含む) 1台あたりの平均設置費用は**約29万円**です。(令和6年度実績)

⑥ 補助金の交付条件

- ① 特定の場所に常設し、画像記録装置を有するカメラであること。
- ② 道路等の公共空間を撮影区域とすること。
- ③ 防犯カメラを設置している旨を表示すること(図1参照)。
- ④ 防犯カメラ設置場所の所有者等から許可を得ること。
- ⑤ 「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定すること。
- ⑥ 街頭防犯カメラ管理運用規程を策定すること。
- ⑦ 画像の保存期間は30日以内とし、経過後は消去すること。
- ⑧ 第三者へ画像を提供しないこと。
- ⑨ その他、福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業管理運用要綱を遵守すること。



⑦ 補助金交付の流れ

	令和7年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和6年度内に意向調査書を提出された団体	← 交付申請受付 (令和6年度意向調査書提出分) →											
それ以外の団体		← 第一次受付 →				→ 第二次受付* (先着順) →						

※第一次受付次第で、第二次受付を行う場合があります。(先着順)

補助金の交付申請

添付書類

- ① 3業者以上からの設置費用見積書
- ② 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面
- ③ 設置する防犯カメラの概要が分かるカタログ等
- ④ 設置する場所の所有者等の権利者から、許可が得られていることを証する書類 ※設置場所が私有地でない場合は、内示後に提出してください。
- ⑤ 団体規約及び役員名簿
- ⑥ その他市長が指示する書類

内示・補助金の交付決定

街頭防犯カメラの設置場所、撮影範囲等が適当と認めるときは市から補助金交付の内示、決定を行います。
※設置場所がすべて私有地の場合、内示を省略し交付決定を行います。



九州電力送配電の電柱への共架を希望する場合

九州電力送配電柱への共架を希望する場合、共架が可能であるかを確認するため九州電力送配電への『照会申込』が必要です。(電柱1本につき500円(税抜)が必要です。)共架が可能な場合、内示後に九州電力送配電との契約書の写しを提出していただきます。
※手続きの詳細は、九州電力送配電株式会社の各配電事業所にお問い合わせください。

NTT柱への添架を希望する場合

NTT柱への添架を希望する場合、添架が可能であるかをNTTへ確認が必要です。添架が可能な場合、内示後に、NTTとの契約書の写しを提出していただきます。
※手続きの詳細は、NTTへお問い合わせください。

事業着手・完了

実績報告

添付書類

- ① 設置した街頭防犯カメラにより撮影された画像 ② 設置後の現況写真
- ③ 領収書または請求書の写し (請求書の写しによる場合は、補助金の交付を受けた日から起算して30日以内に領収書の写しを提出)
- ④ その他市長が指示する書類

補助金の額の確定・交付